

論文の内容の要旨

論文題目 プライバシー権と個人情報保護の憲法理論

氏名 孫 亨 燮

本研究は、情報社会における重要な法的・社会的論点であるプライバシー権・個人情報保護の法理論を特に憲法理論的側面から研究するものである。現代情報社会において人格の尊重にかかるプライバシー権・個人情報保護に対しては、様々な危険が存在する。法的に保護されるべきプライバシー・個人情報の意味を究明し、関連する現代の法的争点を解決することが本論文の研究目的である。

比較分析的研究方法により、空間的には、アメリカ、EU、日本、韓国のプライバシー権理論及び個人情報保護法制度を検討した。時間的には、プライバシー権のみならず、ローマ法・ドイツ・イギリス・アメリカの名誉毀損法理等、プライバシー権と類似・関連する法理論・法概念等を通時的に検討することで、プライバシー権概念の明確化を試みた。全体は三部に分かれ、各々四章ずつで構成されており、全12章にかけて論じた。

第一部では、プライバシー権・個人情報とは何であるか、そしてそれらの司法審査に関する法理論はいかにあるべきかを四つの章で論じた。第一章は、プライバシーの意味を論ずる。プライバシー権が Warren&Brandeis 論文ではじめて法的権利として主張されたのは、アメリカでの表現の自由の伸張により、名誉毀損に関して真実性の抗弁が広く認められたため、縮減された名誉毀損の保護領域を「ひとりにしておいてもらう権利」としてのプライバシー権によって保護することが目的であった経緯も分析した。プライバシー権と名誉毀損の関係は、ローマ法からの人格権法理と接続する点も明らかにした。

第二章では、プライバシー権の概念に関するアメリカの様々な論議を紹介し、分析・評価した。Westin、Fried、Parker、Gerety 等の見解を検討し、プライバシー権を情報社会における自己情報コントロール権として捉える議論の価値及びその限界を究明した。人格的プライバシー権説、また実用主義的アプローチ等についても、その価値及び限界を検討した。そして、プライバシー権が現に有する多様な意義および領域をありのままに受け入れるべきだとの判断から、憲法上のプライバシー権として全領域を包括する最広義のプライバシー権を概念化し、その領域の中から日本国憲法の他の条文により優先的に保障される人権を除外して、プライバシー権を「人格にかかる、個人の私生活の秘密を保護し、自己情報に関する接近・保有等をコントロールする権利」と定義した。

第三章では、プライバシー権と個人情報の概念を区別し、他の隣接概念をも検討してプライバシー権及び個人情報の領域的關係を分析した。最近では、個人情報保護法制度の登場によってプライバシー権の保護意識が高まっている。個人情報には、情報プライバシー権として保護される領域と保護対象ではなく自由に利用可能な領域があることを図によって説明した。個人情報保護法制はプライバシーの重要な部分の保護に貢献しているが、その他の保護されないプライバシーについては、民・刑事法及び他の法制によって保護するべきであると言える。

第四章では、憲法上の権利としてのプライバシー権を保護するための司法審査基準論を論じた。二重の基準論と比例原則を検討して、プライバシー権に関する司法審査を行う方法、特に、どのプライバシーへの制約が厳格審査されるべきかを論じ、切り札としてのプライバシー権及び当該領域に対するプライバシー権の司法審査基準を論じた。多数決による立法手続の反復を防止し、不当な立法から切り札としての人権であり、プライバシー権の中核的領域に当たる個人情報を公開・収集・保有・管理する立法行為等の公権力的侵害に対しては、司法府は厳格な判断基準を適用すべきである。そして、二重の審査基準の下での厳格審査と同様の機能は、比例原則の厳格な適用によっても果たすことができると考えられる。

第二部では、第一部で検討したプライバシー権の概念及びその法理論を基礎にして、各国におけるプライバシー・個人情報の侵害に対する対応と保護法制について論じた。第一章では、アメリカのプライバシー保護の伝統、判例、その保護のあり方を分析した。アメリカは、プライバシーに関する数百もの法律を有し、コモン・ローの不法行為による保護等をも備えるなど、プライバシー保護は「多面的で複雑」である。情報化時代におけるアメリカのプライバシー権及び個人情報問題に関する豊かな判例・理論は重要な先行研究としての価値がある。公的部門では FOIA、Privacy Act が作用し、民間部門は自主規制を原則とする制度態様は他の国にも影響を与えている。しかし、9・11 テロ事件の後、反テロ立法などによるプライバシー権侵害の恐れがあり、個人情報の広範囲な調査や販売に関する問題を抱えている。

第二章では、ヨーロッパのプライバシーに関する法は、分野別 (sector) に個人情報を保護しているアメリカのプライバシー法とは異なり、包括的に公共・民間部門を規律するのが特徴である。EU の「1950 年ヨーロッパ人権条約」、「1980 年 OECD のプライバシーガイドライン」、「1995 年 EU 個人情報保護指令」は、プライバシー権・個人情報保護の国際的標準を定めており、EU 加盟国の実定法のみならず他の国にも影響を与えている。

第三章では、日本のプライバシー法理の展開を概観した。日本は民事事件においてプライバシー権を認定することで、プライバシー権の法理を発足させ、展開した。アメリカ、特に EU の論議を反映した個人情報保護法の立法とともに国民的なプライバシー・個人情報の保護意識は高まった。他方で、プライバシー権の侵害技術も多様化している。

日本においては国際的プライバシー権・個人情報の保護とその合理的・合法的利用に関する興味深い論議が継続している。情報を誰もがどこでも利用しうるユビキタス時代への技術の発達を背景として、プライバシーの保護と個人情報の合理的利用の両立を目指した課題に対処すること

ができる法理論の構築を目指すことが求められている。

第四章では、韓国のプライバシー権について、「私生活の秘密及び自由」（憲法 17 条）の条文化によるプライバシー権、特に自己決定権・自己情報決定権の論議の異同を検討した。また、「公共機関個人情報保護法」と「情報通信網律」等の問題点を先進的な個人情報理論に照らして分析した。また、インターネット上の多様な侵害様相に対応する事例に配意し、法的検討を加えた。

第三部においては、現代社会におけるプライバシー権の重要な論点を挙げて、様々な問題を解決する法理論の展開を試みた。

政府が電子化・情報化によって市民に便利なサービスを提供し、企業が市民の情報の利用・管理を通じて営業上あるいは取引上の利便性・安全性を提供する法制度上の前提として、人権としてのプライバシー権、公共財としてのプライバシー権の保護は先行条件である。しかし、そのためには法的に保護されるべきプライバシー権の領域と自由に利用できる個人情報の明確な区別が必要である。また、法的に保護されるべきプライバシー権についても、憲法上厳格な保護が必要な領域と政策的考慮によって一定の制限が合理的に可能である一般プライバシー権の区別が必要である。

第二章では現代プライバシー権の憲法的論点を含む事例を提示し、それを中心に自己情報コントロール権としてのプライバシー権の法理論を検討した。「指紋採取」の問題において、日本の外国人登録法にかかる判決と韓国の住民登録法上の指紋押捺制度を検討して、①プライバシー権の中核領域にあたる個人情報、②一般プライバシー権にあたる領域を区別して、それぞれを司法審査において厳格に保障しなければならない切り札としてのプライバシー権と合理性の基準審査（あるいは緩やかな基準審査）が妥当するプライバシー権の区別に対応させた。指紋の採取・保有・管理はプライバシー権の侵害に関わる問題であるが、その侵害によって直接に深刻な人格的損害をもたらすプライバシー権の中核領域の侵害、すなわち切り札としてのプライバシー権が侵害されるわけではない。その議論に基づいて、指紋制度は公益を根拠とする合理的な政策的立法形成が可能な制度と評価される。しかし、指紋の採取・保有・管理に関わる制度は、他の基本的人権を侵害するか、そのプライバシー権の侵害の危険性が増加することによって違憲と判断される可能性はあるので、立法府・行政府はその公権力の行使においてプライバシー権の効果的保護に留意すべきである。このような法理論は韓国の教育情報システムによる学校で教育情報の収集・管理・利用の問題に関しても妥当する。また、軍事機関で法的根拠なしに民間人のセンシティブ情報を収集・管理する行為の不法性の判断にも、妥当することになる。個人情報の提供の事例として韓国において、警察官が法的根拠なく住民番号を通じて個人情報を照会し、その情報を第三者に提供した事例に鑑み、日本の住民基本台帳制度の運用における公務員の個人情報漏洩の危険に警鐘を發した。

このような自己情報コントロール権に関する事例及び法理論の研究は、現代日本における住民基本台帳法上の住基ネット制度の合憲性を論じることに至る。第三章では、「住基ネットと個人情報の保護」との関係の研究課題とし、日本における住基ネットに関する判例を筆者のプライバ

シー権の法理論によって分析した。住基ネットで収集・保有・管理する個人情報には直接及び深刻の人格的侵害がない一般プライバシー権の領域に当たるもので本制度は当然には違憲ではないと判断される。しかし、その一方で、さらにプライバシー権の侵害の危険性が具体化すると違憲と判断される可能性があることを説明した。

最後に、第四章において筆者のプライバシー権理論を整理し、プライバシー概念の源流と実体の多様性を認め、その中で憲法上の価値に応じて、切り札としてのプライバシー権の領域をその中核領域(the core zone of privacy)とし、その他の法的保護が必要である一般プライバシー権の領域(the general zone of privacy)と区別した。それは憲法上の判断における侵害の違憲性の有無、審査基準に関して厳格な憲法的保障を受けるか否か、また政策的判断の余地があるかの区別と関連する。さらに、その理論に基づいて、司法審査によって厳格に保障されない一般プライバシー権にも、行政府及び立法府による最適の保護を義務付けているものであると述べた。

従来のプライバシー権における問題点は、保護範囲が狭いことにはあったのではない。プライバシー権として主張される領域は広いのに、その広範な保護領域中でいかなる領域をどの程度保護すべきかが明確でなかったことに問題があったと筆者は判断する。故に、プライバシー権の人権としての価値を究明し、その法的保護の領域を明確にすることによって「より強い保障」が可能となり、利用可能な個人情報に対しては「より便利な利用」を可能とすることが重要である。プライバシー権の適切で一貫した法的保護のための論議に、本研究が貢献することができれば幸いである。